

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本計画では、これまでの理念や取組を受け継ぎながら、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7（2025）年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、『いきいき安心 福祉のまちづくり』を目指し、地域包括ケアシステムの実現に向けて施策を推進していきます。

すべての市民が、住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるように、健康づくりや介護予防への参加を促進します。

また、高齢者が社会参加をしながら、心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、健康寿命の延伸を支援し、ともに支え合い、自立し、安心して暮らしていくことができる地域社会の形成を目指します。

## 基 本 理 念

### いきいき安心 福祉のまちづくり



## 2. 基本目標

基本理念である「いきいき安心 福祉のまちづくり」を実現するために、4つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 地域で支え合うしくみづくり

高齢になっても住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を継続できる地域社会の実現のため、医療・介護・福祉・保健・その他の生活支援サービス等、高齢者等に関わる機関・関係者が連携する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

誰もが安心して暮らせるように相談支援の充実や、地域課題解決に向けた取組、生活体制の整備を図り、認知症になっても、できる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策を推進します。

また、医療と介護の情報の連携・共有化や、多職種による連携を進め、高齢者等が安心して暮らせるよう生活を支え合うネットワークづくりの推進を図ります。

### 基本目標2 生きがいづくりと介護予防の推進

高齢者が地域で自立した生活を営むためには、介護が必要な状態になることができるだけ予防することや、生活機能の維持だけでなく生きがいを持つことが重要です。

高齢者がこれまでに培ってきた能力を活かし、社会で活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境づくりを推進することで、生きがいづくりに取り組み、健康寿命の延伸を図ります。

また、介護が必要な状態になっても、「本人ができることは、できる限り本人が行う。できる限り在宅で自立した日常生活を継続することができるよう支援する。」という介護保険制度の基本理念も踏まえ、地域支援事業等を効果的に実施することにより、介護予防の取組を推進します。

### 基本目標3 自立と安心につながる支援の充実

高齢化が進み、今後も独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれます。認知症など支援を必要とする高齢者が、地域で安心して暮らしていくために必要となる在宅支援サービスの充実を図ります。

また、高齢者の権利擁護事業の推進に努めるとともに、地域で支え合い、助け合いながら暮らしていくコミュニティの構築とボランティアなど、住民の福祉活動への参加促進に取り組みます。

その他、地震や集中豪雨などの災害や新型インフルエンザなどの感染症対策についても、関係機関と連携して取り組みを推進していきます。

### 基本目標4 安心して介護保険サービスを利用できる環境づくり

介護保険制度は、平成12(2000)年に始まってから20年余りが経過し、高齢者とその家族などの生活を支える制度として定着してきました。

本市においても、介護保険サービスの給付費は年々増加していますが、団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向けて、持続可能な制度運営をしていく必要があります。

今後も安心して介護保険サービスを利用できるよう、介護認定、過不足のないサービス提供、介護保険料の賦課・徴収を適正かつ公平・公正に行っていきます。



南国市PRキャラクター  
シャモ番長

### 3. 施策体系

基本理念	基本目標	重点施策		
いきいき安心 福祉のまちづくり	地域で支え合うしくみづくり	(1) 地域包括支援センター運営の充実	①地域包括支援センターの機能強化 ③介護支援専門員への支援 ⑤ケアプランチェック	②総合相談の充実 ④介護支援専門員への個別支援
		(2) 在宅医療・介護連携の推進	①南国市・香南市・香美市在宅医療・介護連携推進事業実施検討会 ②医療と介護をつなぐコーディネーターによる支援 ③地域住民への普及啓発	
		(3) 認知症施策の推進	①認知症高齢者及び介護者への支援 ②認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ③認知症初期集中支援チームによる支援の充実 ④認知症地域支援推進員による支援の充実	
		(4) 地域ケア会議の推進		
		(5) 高齢者の住まいの安定的な確保	①住宅のバリアフリー化 ③高齢者のニーズに応じた住宅の提供	②高齢者向け住宅の整備
		(6) 生活支援体制の整備	①生活支援提供体制の整備	
		(7) 人材の確保及び業務の効率化と質の向上	①介護人材の確保・育成 ②介護サービスの質の向上・業務効率化に対する支援	
	生きがいつくりと介護予防の推進	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	①訪問型サービス	②通所型サービス
		(2) 一般介護予防事業の充実	①介護予防把握事業 ③地域リハビリテーション活動支援事業	②介護予防普及啓発事業 ④地域介護予防活動支援事業
		(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	①フレイル予防事業	
	自立と安心につながる支援の充実	(1) 地域での居場所づくり	①あったかふれあいセンター事業	
		(2) 在宅生活を支援するサービスの充実	①在宅高齢者福祉サービス	
		(3) ボランティアの育成・活動支援	①ボランティア養成講座の実施 ②なんこくありがとうポイント制度	
		(4) 社会参加の促進	①老人クラブ活動の充実 ③生きがいつくりへの支援	②シルバー人材センターの充実
		(5) 虐待防止・権利擁護の推進	①高齢者虐待の防止	②権利擁護業務の推進
		(6) 災害・感染症対策に係る体制整備	①災害に対する備えの検討	②感染症に対する備えの検討
	安心して介護保険サービスを利用できる環境づくり	(1) 介護保険サービス見込み量と提供体制	①居宅サービス ③施設サービス	②地域密着型サービス ④居宅介護支援／介護予防支援
		(2) 介護保険料算定	①介護保険料算定手順 ③標準給付費見込額 ⑤第1号被保険者負担分相当額 ⑦保険料基準額の算定	②介護保険の財源構成 ④地域支援事業費の見込額 ⑥保険料収納必要額
		(3) 介護保険制度を円滑に運営する仕組み	①要介護（要支援）認定の適切な実施 ③保険料の適切な賦課・徴収	②介護給付適正化の推進
		(4) 第8期介護保険事業計画の進捗評価指標		

## 4. 日常生活圏域の設定

---

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して保険者が定める区域となっています。

本市では、サービスが市の中心部に集中しており、そのため住民の動きも中央に向いていることから、市全体を日常生活圏域として事業を実施していきます。

